

七 回答状況

要求書提出より工場長ハ急遽本社重役ノ許ニ至リ協議中ナ
ルガ従来同工場の内規ニヨレバ一年勤積ニ對シ三月分ヲ支給
スルモノナルガ工場法ニヨリ予告手当十四日分ヲ給英スル旨
ナルガ未カ回答スルニ至ラズ

八 本通

(1) 労働者側

前記ノ如ク要求書提出ノ際工場内文根ニ等ハ急業ノ氣勢ヲ
擧ケタルモ其他ノ社労工ハ月下ノ状態ニテハ閉心薄キニヨ
リ主謀者側ニテハ別記(四)(五)(六)ノアジビララ工場内ニ散布セ
ルガ街末右工場ニハアノ系東京出隊組合カ港津ニタリシモ
岡村 山縣等ガ金畑日水出隊ヲ支持シ組合員獲得ニ努ム
ル処アリタルガ従業員等ハ極左傾ヲ著サル傾向アリテ更ニ
合法的組合組織ヲ希望スルニ至リシモ今因ノ敵首ヲ撲倒ト

シテ左傾組合員ノ再組織ニ劃策中ナリ
(2) 事業主側

今因ノ敵首者ニ對シテハ前記ノ如ク十四日分ノ予
告手当給與ノ意向ナルモ此分工場ノ外
小石川分工場小石川區江ノ島川所約三百二十名
本社所在本工場下谷區三長町約三百八十名
右工場ニ爭議ノ波及スルコトヲ虞リ警戒中ニシテ或ハ今因限
リ一時解雇ヲ當給與方ヲ審議中ナリ

九 警察取締

本爭議主謀者ハ非合法組合ヲ標榜シ行動セルニヨリ推移嚴重
注意中

右及申(通)報候也